

## 中小企業「ワンストップ相談会」について

熊本地震の影響により、被害を受けている中小企業、小規模経営体(個人)を対象に「ワンストップ相談会」を実施しています。先行き不透明な中で、資金繰りなど、経営に関する相談や復旧に関する支援策・補助金など、専門家が対応していますので、ぜひ、ご利用ください。

期間は7月15日(金)までとなっています。詳細については西原村商工会にお尋ねください。

開催日：7月12日(火)、14日(木)、15日(金)  
相談時間：10:30~16:00  
場所：山河の館 2F 大研修室  
参加機関：  
九州経済産業局、日本政策金融公庫熊本支店、中小機構・復興支援センター熊本 他

【問合せ先】  
西原村役場 企画商工課  
電話：279-3111  
西原村商工会  
電話：279-2295  
※西原村商工会HPでもご確認できます

## 平成28年度「金婚式表彰」該当者の皆様へ

平成28年度金婚夫婦表彰式の開催を9月に予定しております。

今回の表彰に該当される方は、昭和41年に結婚されたご夫婦の方々が対象となります。

該当されるご夫婦は、7月29日(金)までに、以下の①から③について役場住民課健康福祉係まで届けてください。

【報告いただく内容】

- ① ご夫婦の氏名及び年齢
- ② 結婚年月日
- ③ 現在の住所

ご不明な点等については以下までお問合せください。

【問合せ先】 住民課 健康福祉係  
電話 279-4397(直通)

## 阿蘇郡市中体連 夏季大会結果

6月24日から26日にかけて、阿蘇郡市中体連が始まりました。4月16日未明の熊本地震発生以来、十分な練習時間、場所もとれない中で、創意工夫しながらこの日のためにがんばってきた選手たち、磨いてきた技とチームワークで精いっぱい力を発揮してくれました。来る7月23日~25日の県大会でも悔いの残らないよう頑張ってください。

- 女子ソフトテニス
- ・予選リーグ突破し、決勝リーグ進出

◇優勝【県大会出場】

- 男子ソフトテニス

・決勝リーグ 1勝2敗

◇3位

(個人の部)

女子：本田萌子、野田葉月ペア

◇優勝【県大会出場】

- 卓球

・女子

決勝リーグ 2勝1敗

◇準優勝

・男子

決勝リーグ 3敗

◇4位

- 女子ソフトボール

決勝リーグで、一の宮に1-8で勝ち、阿蘇・高森合同チームに12-5で敗退

◇準優勝

- 野球
- 一の宮中に5-2で敗退
- 女子バレーボール
- 一の宮中に2-1で敗退



- 女子剣道
- 海津ゆきえ 優勝【県大会出場】
- 松崎靖代 3位

- 女子柔道
- 武田ユリカ 優勝【県大会出場】
- 今村紫月 3位

- バドミントン
- 田尻すずか 優勝【県大会出場】



# 広報西原号外 災害臨時第14号

## ◎ 第1~2次募集分仮設住宅が完成

※用紙の都合上、発行部数を少なくしていますので、周りの方にもお知らせください。

平成28年7月7日 発行  
＜編集と発行＞  
西原村役場 企画商工課  
TEL:279-3111  
〒861-2402  
西原村大字小森3259

## 仮設住宅(木造50戸、プレハブ252戸)が完成

7月9日(土)、仮設住宅 302戸が完成します。すでに木造住宅では入居が始まっており、プレハブ住宅と併せて概ね7月中には入居が完了する予定です。

今回の仮設住宅は、住家被害が全壊又は大規模半壊であった世帯が入居対象となっており、仮設団地にはコミュニティの場として共同施設(集会所)も設けられており、地域の連携を崩さないよう配慮されています。

今後、原則として2年間を期限として新しい生活が始まります。区画としては、第1団地(50戸)、第2団地(82戸)、第3団地(87戸)、第4団地(83戸)で、家族構成に合わせ、1DK、2DK、3Kの3種類あります。

※仮設住宅の第3次募集については、決まり次第別途お知らせいたします。

### 仮設住宅の様子



### 入居状況



集会所



## 農業委員会総会の開催について

本村では、**農業委員会総会**について、**8月からの開催日**を毎月25日から**毎月10日の開催**とします。

**農地の所有権移転、農地転用の計画等**がありましたら**毎月25日までに申請書等の提出**をお願いいたします。

なお、相談は随時受け付けております。

【問合せ先】 農業委員会 279-4396(直通)

## 基本測量実施のお知らせ

国土交通省国土地理院では、この度の熊本地震を受け、基本測量を実施します。

本村では、下記のとおり測量を実施することになりましたのでお知らせいたします。

### 1 期間

平成28年6月20日~平成29年3月10日

### 2 対象地域

西原村内

### 3 作業内容

三角点改測

### 【問合せ先】

国土地理院九州地方測量部 測量課

電話：092-411-7881

FAX：092-411-7882

## 介護保険料の減免

熊本地震により被災された方については、住家の損害の程度に応じて介護保険料が減免になります。

減免については申請が必要になりますので、西原村役場住民課で手続きをお願いします。

申請に必要な書類等については、西原村役場ホームページ等でご確認いただけるほか、お知らせの文書をお送りする予定です。

### 1. 減免の対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 災証明により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯に属する第1号（65歳以上）被保険者

被害の程度	減免の割合
全壊	100%
大規模半壊 又は半壊	50%

- ② 地震による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は障がい者となり、若しくは重篤な傷病を負った第1号被保険者

**減免の割合：100%**

### 2. 申請期限

**平成28年10月31日（月）**

【問合せ先】

住民課 健康福祉係 電話：279 - 4389（直通）

## 後期高齢者医療保険料減免について

熊本地震により、次の①から④までのいずれかの要件に該当する被害を受けられた被保険者の方に対し、平成28年度保険料を減免します。

### 対象者及び減免割合

被保険者の被害程度		減免の割合
①	同一世帯の世帯主の住家が <b>全壊</b>	100%
	同一世帯の世帯主の住家が <b>半壊</b>	50%
②	同一世帯の世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った	100%
③	同一世帯の世帯主の行方が不明である	100%
④	事業の廃止や失業等で同一世帯の世帯主の収入が一定(3/10)以上減少した※	前年の所得に応じて保険料の2/10～全額減免

※ 前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくはお尋ねください。

上記の要件に該当する方は**住民課にて申請**をお願いします。

### 必要書類

- り災証明書
- ②から④に該当の方は必要事項が確認できるもの
- 印鑑

【問合せ先】

住民課 健康福祉係 279 - 4389（直通）

## 西原村国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る被保険者証について

現在、西原村国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入されている方の保険証について、有効期限が平成28年7月31日となっていますので、新たな保険証を7月中旬に発送する予定です。

つきましては、「**簡易書留郵便**」にて送付しますので、住民票と異なる場所（避難所や親戚宅等）に住まわれている場合、**保険証の届け先についてあらかじめ最寄りの郵便局に「転送届」を提出してください**

（すでに届出済の場合、改めて提出する必要はありません）。

保険証は重要書類となりますので、確実にお届けできるようご協力をお願い致します。

※ 7月末までの配付を目標としておりますが、それまでに届かない方は8月になってから役場住民課までお問合せください。

【問合せ先】

住民課 健康福祉係  
電話：279 - 4389（直通）

## 医療機関の窓口で一部負担金を支払った方へ

熊本地震により被災された国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方に係る**一部負担金（窓口負担額）の猶予・免除**については、「広報西原号外 災害臨時第4号」の中でお知らせしておりますが、住家の全・半壊等の被害状況により、一部負担金の免除に該当する方が一部負担金を支払っている場合の取扱いについては、現在、国において検討されているところです。

今後、**具体的な手続きが示された場合**、改めて広報等でお知らせしますので、**医療費の領収証など支払った事実が確認できる書類の保管**をしていただきますようお願いいたします。

## 住宅の応急修理申請の期限延長について

住宅の応急修理制度とは、熊本地震により住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分を村が業者に依頼し、一定の範囲で修理する制度です。

今回、**住宅の応急修理制度の申請期限及び工事完了期限が延長**になりましたのでお知らせします。

【申請期限】

~~平成28年6月20日（月）まで~~

⇒ **平成28年9月30日（金）までに延長**

【工事完了期限】

~~平成28年7月13日（水）まで~~

⇒ **平成28年12月13日（火）までに延長**

【問合せ先】

住民課 健康福祉係 279 - 4389（直通）